



広報 たがみまち

きずな

あなたと行政とをむすぶ“情報誌”

2015
平成27年

7

No.548

「満開のおじさい園」
第36回おじさいまつり開催中です。

認知症の

正しい理解を深め

安心して

暮らせるまち

認知症サポーター養成講座の活動を
認知症サポーター医の須田先生から解説
をいただきました。ぜひ、みなさんも
理解していただき、地域全体で安心し
て暮らせる町にしていきましょうか？

認知症とは？

脳は、私たちのほとんどあらゆる活
動をコントロールしている司令塔です。
認知症は、いろいろな原因で脳の細胞
が死んでしまったり、働きが悪くなる
と、生活するうえでの支障が出ている
状態を指します。

認知症を引き起こす病気のうち、も
つとも多いのは、脳の神経細胞がゆっ
くりと死んでいく「変性疾患」と呼ば
れる病気です。アルツハイマー病など
が有名です。

続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、
脳動脈硬化などのために、神経の細胞
に栄養や酸素が行き渡らなくなり、そ

の結果その部分の神経細胞が死んだり、
神経のネットワークが壊れてしまう脳
血管性認知症というものがあります。

認知症サポーター養成講座で 知識を深める

町では、昨年より各地区を回って、
認知症サポーター養成講座を開催し、
認知症を理解してもらう取り組みを行
っています。町内で講習を受けた方は、
4年間で約1000人になりました。



川ノ下サポーターメッセージ
「認知症でも仕事はできます。とりあげないで私の仕事、明るく暮らせる川ノ下」

認知症サポーター医

須田先生が語る認知症

認知症と診断されたご家族に対してど
のようなお話しをされることが多いで
すか？

須田：立場上、脳外科医という脳の専
門医でもありますから、基本的など
うして認知症になるとか、どうい
う原因で認知症になるのかを説明した
うえで、今後、将来どうなっていく
かという話をして、それに対して周
囲、家族、地域がどう支えて行くか
をできるだけ丁寧に話をしようと思
っています。なかなか限られた時間
の中で伝えられることは少なくなっ
てしまうんですね。

患者さんにとって大事なことは、接し
方でしょうか？お薬を用いるという方
法もありますよね。

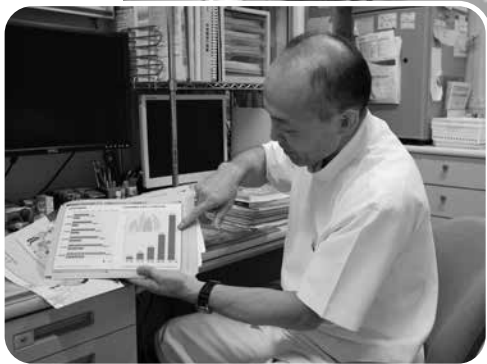
須田：実際に患者さんに対してお薬も
処方しています。私の印象では一番
大切なのは、周りの方の接し方と言
いますか理解といますか、やっぱ
り認知症というものを正しく理解し
て本人、家族が今後困らないで暮ら
していければそれが治療のゴールじ
やないかと思っています。たとえば、

すぐに忘れてしまう方にこうするん
だよ、ああするんだよ、忘れないで
ねと言ってもうまくいかないことが
多いわけです。

認知症の方を家族だけで見て行くのは
大変ですよ。認知症になってしまっ
たことを隠したがるご家族も大勢いら
っしゃるかと思いますが。

須田：認知症に対する理解が足りない
から、認知症が悪いものだから、人
にばれないようにしなければと思っ
てしまう。それは、認知症に対する
誤解があるからであって年をとった
ら誰でも衰えてくるわけです。高齢
になれば多かれ少なかれ記憶力の低
下とか判断力の低下があるわけす
からみんなが支えてあげなければな
らないんだという意識を持つていた
だいて何かあった時にはやっぱり家
族だけでは対応できませんから、迷
子になったり事故に遭う危険も高ま
ります。地域での見守りが大事だと
私は思います。

そうすると地域全体で見守る体制をつ
くるというのにも必要になりますね。
須田：それはそうです。これから地域
全体で見守るということは絶対に必



認知症のことについてやその対応について、丁寧に解説する須田先生



要になることですし、確実に高齢化が進めば認知症の方も増えてくるわけですし、施設だけでそれを賄うということもできなくなってきましたから地域全体で認知症を正しく理解してみんなで認知症の人を見守っていくということなんじゃないですかね。患者さんに付き添ってこられる家族の中には認知症というのは非常に怖い病気になったら大変だし、そういうものを何とか防ぐために頑張っているしなくちゃいけないという考えの方が多くいらつしやいますが、自然の老化現象による人間の自然経過ではありますから受け入れてなおかつそれがあつたとしても本人、家族が幸せに暮らすことが大事なんだと思つていきますし、そのように説明もしています。

サポーター養成講座でも正しい知識を身に付けていただいて認知症の方を支えて行つて下されば認知症の方の対応がしやすくなるのではないかと思います。

認知症ってどんなものなのかなというのを正しく理解してもらいたいと思いますし、サポーター養成講座でぜひその辺をわかりやすく地域の方に伝えていただけることを私も期待

しています。

※認知症サポーターとは

認知症サポーター医養成研修を修了し、以下の役割を担っていただくことに同意していただいた医師です。

(1) かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役・アドバイザー、他の認知症サポーター医や専門医との連携体制の構築

(2) 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力

(3) かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画立案・講師

認知症を正しく理解すれば、患者さん本人や家族もそして、地域も一緒になつて安心して暮らせるようになります。ぜひ、サポーター養成講座を受講しませんか。

認知症や認知症サポーターについて、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

役場保健福祉課

☎ 57-6112

第36回あじさいまつり開催中

初開催の湯巡りアートギャラリーも大盛況でした

6月20日～7月20日の期間であじさいまつりが開催中です。

例年ですと護摩堂山のあじさい園を中心としたイベントでしたが、今年は、あじさい園と同時に、旧湯田上温泉周辺にもスポットを当てた、「湯のまち巡り～軒先アートギャラリー」が初めて実施されています。

このイベントは、住民や団体が一緒になって企画を練り、旧温泉街に残る旅館だった建物や寺、空き家、営業している旅館や商店など25カ所において、アート作品などの展示などを行うものです。これまで旧温泉街にスポットを当てた企画は少なかったのですが、昨年9月、NPO法人まちづくり学校が湯田上温泉でまちあるき「プラニイガタ@湯田上」を行い、見学先のなかでもとくに旧温泉街が好評だったこともあり、先述のまちづくり学校の関係者でもある池井豊さん（羽生田）の発案で企画が進められました。

今回のイベントの実行員長を務める池井さんは、「旧温泉街が町内の人間からすると見落としがちなコンテンツだったが、町外の人から見るととても魅力的な場所であると分かった。今回は手探りの状態でここまで来たが、今回のイベントを見て、“来年は自分も出展したい、協力したい”という方々の意見がいまから届いている。継続することに意味があるので、来年以降もいろいろな人たちと手を取り合いながら、よりよいイベントにしていきたい」と早くも次年度以降の構想も語っていました。

メインイベントは7月4日～5日に行われましたが、アート作品の中には、7月20日まで展示され、見学することができますので、ぜひご覧ください。イベントに関する詳細は、町観光協会ホームページ (<http://www.e-tagami.jp/>) をご覧ください。



旧温泉街を会場に、さまざまな作品が展示されています



人気スポットの華蔵院。某TVでも紹介された苔のじゅうたんは椿の色と共に素晴らしい風情を醸し出していた



まちを歩くことで、普段見過ごしているものも見えてくるかも…



旧共同浴場で旅館の社長から歴史を聞く来場者

優雅に舞うホタルを見てうっとり

6月13日、五社神社にて五社ホタルの会主催のホタルの鑑賞会が開かれました。イベントでは、夕暮れ時にフルートの演奏を聴きながらホタルが飛び交うのを待ちました。辺りが暗くなってくると、五社川にホタルの幻想的な光が飛び交いました。地元の方や湯田上温泉の宿泊客もホタルを見にきて、「とっても綺麗だね〜」と、しばし幻想的な世界を堪能していました。



全国大会出場おめでとう

第37回 東日本軟式野球大会（1部）

古川 正人さん（羽生田）

古川さんのコメント

「2年ぶりの出場でチームとしては、ベスト4以上を目標としていましたが、達成できませんでした。来年も出場できるよう頑張りたいです。」

毎日の安全運転お疲れさまです

6月4日、ホテル小柳にて一般財団法人加茂地区交通安全協会平成27年度総会が開催され、優秀・優良運転者の表彰があり、田上町在住の会員では以下の皆さんが表彰されました。長年にわたる安全運転による受賞、このたびはおめでとうございます。

一人ひとりが取り組む交通安全で、「安全・安心なまちづくり」を、これからも交通安全にご協力をお願いします。

(50年表彰)	阿部 勝夫	上杉 昇一	川口 春夫	神田 信雄	熊倉紀久男
	佐藤スミエ	中野 啓二	本間 庄蔵		
(40年表彰)	藤田真智子	諸橋 敏巳			
(30年表彰)	上杉 孝子	大湊 基	坂口カナイ	船久保銀蔵	宮口 智男
(20年表彰)	田巻 尚	中野 徳直	星 勝彦		
(10年表彰)	土田真知子	星 真司			

※順不同、敬称略

平成27年 第3回 田上町議会定例会



6月16日、第3回町議会定例会が開催されました。提案した主な議案は次の通りです。

人事

▼監査委員の選任

地方自治法第196条の規定により、議員から選任される監査員として、池井豊議員の選任が同意されました。

条例の一部改正・廃止

▼田上町介護保険条例の一部改正

介護保険法の改正により、低所得者の保険料の軽減を行うものです。具体的には、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する方について、3万4千8百円の年間保険料が3万1千3百円へ減額となります。

▼田上町手数料徴収条例の一部改正

番号法に基づく、個人識別するための個人番号カードを紛失や消失した場合などにおいて、再発行にかかる自己負担額が総務省より示されたので、その手数料を追加しました。

▼田上町個人情報保護条例の一部改正

番号法が10月5日より施行さ

れます。この制度は、国民一人ひとりにマイナンバーと呼ばれる12桁の個人番号を付け、社会保障、税や災害対策などにおいてマイナンバーを鍵として国や

地方自治体等の複数機関に存在する個人の情報を同一の情報として確認できることで、効率的に情報を活用できるものです。反面、個人の強い識別機能を持つことにより、情報漏洩時のリスクも高まります。そのため、町では、平成17年に施行された田上町個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な管理に努めていますが、番号法の趣旨を踏まえ、さらなる個人情報の厳正な管理と適切な運用を図るため、特定個人情報に関する特則を追加しました。

▼田上町国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例
平成26年度で国営新津郷地区土地改良事業の償還が完了し、受益者である農業者からの負担金徴収がなくなるため廃止しました。

▼平成27年度田上町一般会計補

補正予算

正予算(第1号)

▽歳入歳出とも17億81万8千円を減額し、総額を43億2618万2千円としました。

▽同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

▽歳入歳出とも1億64万7千円を減額し、総額を7億2975万3千円としました。

▽同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)

▽歳入歳出とも1億11万円を追加し、総額を13億1811万円としました。

▽同年度田上町水道事業会計補正予算(第1号)

▽当初予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益予定額を25万円増額し2億5141万7千円とし、収益的支出の水道事業費用予定額を299万3千円増額し、2億7125万5千円の予定額としました。また、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を299万3千円増額し、2089万4千円としました。

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯

7月は『社会を明るくする運動』

町教育委員会生涯学習係
☎57-6114

- ▽日時 8月9日(日) 午前10時30分〜午後3時30分
- ▽会場 田上中学校武道場
- ▽参加費 無料
- ▽問い合わせ

新潟県考古学講演会第1回
「淳足柵造営後の蒲原郡」

行屋崎遺跡や新潟市大沢谷地遺跡を中心に、淳足柵造営後の7世紀後半から8世紀の蒲原郡についての講演会です。ご来場お待ちしております。

▽日時 8月9日(日)

午前10時30分〜午後3時30分

▽会場 田上中学校武道場

▽参加費 無料

▽問い合わせ

町教育委員会生涯学習係

☎57-6114

INFORMATION
お知らせ

田上町役場
☎57-6222

(代表電話)

■各課直通電話です。

- 総務課 ☎57-6222
- 地域整備課 ☎57-6223
- 産業振興課 ☎57-6225
- 農業委員会 ☎57-6226
- 町民課 ☎57-6115
- 保健福祉課 ☎57-6112
- 教育委員会 ☎57-6114
- 会計課 ☎57-6116
- 議会事務局 ☎57-6300
- 田上町公民館 ☎57-3114

罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

本運動においては、地域に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を県内各地で展開します。みなさまのご支援とご協力をお願いします。平成26年度の田上町の会費総額は、103万2402円(3377世帯)でした。

主に加茂地区保護司会への負担金、子育て支援などに役立てられました。

▽問い合わせ

県保護司観察協会

☎025-224-2814

役場保健福祉課

☎57-6112

後期高齢者医療対象者に対する人間ドック費用の一部助成

75歳以上の方の人間ドック費

用の一部を助成します。ご希望の方は、役場へ申請してください。

▽助成の方法

人間ドックに係る費用全額を受診機関へ支払をした後、役場町民課へ申請をしていただく、費用の一部を助成します。

※受診機関への申し込みは、町では行いませんので、ご注意ください。

▽助成金額 1万円(上限)

▽申請の際にお持ちいただく物
・人間ドックの受診を証明できる領収書
・印鑑
・通帳(振込口座が分かるもの)

▽問い合わせ

役場町民課保険係

☎57-6115

社会福祉法人による利用者負担軽減事業

社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用して生

活困窮者に対して、利用者負担を軽減する事業です。

▽対象 次の要件をすべて満たす方

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ②

預貯金や有価証券等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(市町村民税の扶養控除や、医療保険の扶養となっていないなど)

⑤介護保険料を滞納していないこと。

▽問い合わせ

役場保健福祉課福祉係

☎57-6112

平成27年度新潟県少年の主張大会
—私の主張—三条地域地区大会

地域の明日を担う中学生が日々考えている意見に耳を傾けてみませんか。

▽内容 中学生による意見発表

▽日時 8月18日(火)

午後1時30分〜4時

▽会場 燕市文化会館

※入場無料、事前申込不要

▽問い合わせ 県三条地域振興局健康福祉環境部

☎36-2232

有料広告

電気・水道・ガス工事、リフォーム等

なんでもお気軽にご相談ください♪

電気・上下水道給排水・ガス・浄化槽・IT・家電

(有)滝沢電気商会

田上町大字田上丙 1360 (湯田上)

☎57-2361 FAX57-5071

庭の手入れ・家事の手伝い・その他何でもご相談ください

生活サポートセンター

けあーず

あ!こんなとき
お電話ください

たけのこたすけ

E-mail : care-s@goo.jp
田上町大字川船河1330-5 tel 0256-57-1055 fax 0256-57-1056

ホームヘルパー 生活援助・身体介護等いたします

有料広告

今年は2千円もお得!

プレミアム付き商品券

「あじさい商品券」発行

田上町商工会では、「あじさい商品券」を7月28日(火)に発行します。千円の商品券10枚に+2枚で、合計1万2千円分の商品券が、1万円で購入できます。販売場所は、商工会をはじめ、山本商店、けあーず、神田酒店、小池商店、小式沢酒店、こばやし呉服店、藤次郎、栄八、石田屋商店、明田川石油で販売します。使用期限は、10月31日(土)までです。

▼問い合わせ 田上町商工会

☎57-2291

もつすぐ夏休み!

子ども達を水の事故から

守りましょう!

子どもたちが安全に楽しく夏を過ごせるよう、事故防止を心がけましょう。

水難事故を防止するポイント

- ・ 幼い子どもから目を離さない。
- ・ 子どもだけで、水辺で遊ばせない。

- ・ 泳ぐときは準備体操をする
- ・ とともに、定期的に休憩をとる。

- ・ 危険と思われる場所や、遊泳禁止区域では泳がせない。

・ できるだけ、一人では泳がせない。

▼問い合わせ 加茂地域消防署

☎52-1770

食品研究センター開放デー

▽日時 7月31日 午前10時～

正午、午後1時～3時

▽会場 食品研究センター(加茂市)

▽内容 米粉パンの試作やせんべい焼き等のイベントがありますので、ぜひご来場ください。

▼問い合わせ

食品研究センター

☎52-3240

講演会

「あなたの個人情報を守るために」身元調査と戸籍等不正取得事件」

▽日時 7月22日(水)

午後2時～3時30分(開場午後1時30分)

▽会場 朱鷺メッセ

▽講師 奥田均氏(近畿大学人権問題研究所教授)

▽定員 200名

▼申込・問い合わせ

県福祉保健部福祉保健課

☎025-280-5181

町道通行止めのお知らせ

一般国道403号小須戸田上バイパスの町道 中店・後藤1号線交差点部工事に伴い、町道 中店・後藤1号線が、平成27年8月1日から平成28年11月下旬までの予定で全面通行止めとなります。通行止めの期間中は一般車両の通行ができません。現403号、主要地方道 新潟五泉間瀬線および付近の町道の迂回路をご利用いただきますようお願いいたします。

地域のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ：県三条地域振興局地域整備部 道路課 ☎36-2314



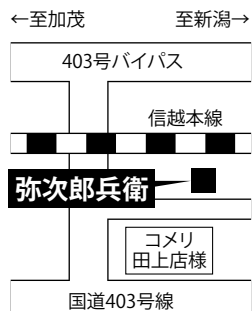
有料広告

肩こり6分
弥次郎兵衛

平日：午後3時～8時

随時受付

田上丁1641-3(前川踏切近く)
【問い合わせ】080-5185-4959



有料広告

水回り、電気のことなら

一級電気工事施工管理技士事務所
一級管工事施工管理技士事務所

志田電気(株)

TEL 57-2068 FAX 57-2328

中東呼吸器症候群

(MERS)に注意

韓国で発生している中東呼吸器症候群(MERS)は、死亡例を含む感染拡大が続き、新たな感染拡大も相次いでいます。このため、県では、医療機関や検査所等の関係機関と連携を密にして対策を講じていますが、国内発生に備えた初期段階の感染防止が大切です。韓国・中東へ行かれるは、注意しましょう。

(現地では)

- ①こまめに手を洗う
- ②咳やくしゃみのある人や動物(ラクダ等)との接触は可能な限り避ける

(帰国して)

- ①現地でMERSが疑われる患者が入院する病院に行った場合、検疫所ですっかり申告
- ②そうでない人でも

帰国後14日以内に発熱などがある場合は、医療機関に直接行かず、まず三条保健所(☎36-2362)に連絡

▼問い合わせ

県福祉保健部健康対策課

☎025-280-5200

放射線測定結果をお知らせします

■測定結果(通常の範囲内でした)

測定日時 6月17日	測定場所	天候	測定結果(マイクロシーベルト/毎時) 通常の測定範囲内(0.016~0.16マイクロシーベルト/毎時)		
				今月	先月
15時~	田上町役場	晴れ	地上1m	0.084	0.086
			地上50cm	0.082	0.090
			地上10cm	0.080	0.088
			側溝 底面10cm	0.060	0.080

問い合わせ：役場総務課庶務防災係 ☎57-6222

第41回 田上 夏まつり 団九郎

7月26日(日)

午前10時~午後9時

役場駐車場で開催。ご来場お待ちしております。
(今年もシャトルバス運行あり)

タイムスケジュール



- 10:00 ●開会(ビアガーデン開始)
- 11:00~ ●子供みこし
- 12:00~ ●腕相撲大会(予選)
- 木工(煤竹のバターナイフ作り・先着20名)教室
- あじさい塾活動写真展
- 13:00~ ●チビッコお楽しみ広場 開始(射的等)
- 魚のつかみ取り
- 13:30~ ●腕相撲大会(決勝)
- 14:00~ ●ヒップホップダンス
- 14:20~ ●税金〇×クイズ(小学生の部・中学生の部)
- 14:50~ ●団九郎伝説綱引き大会
- 15:40~ ●田上レゾジャーと踊ろう! 朝ごはんマーチ
- 15:50~ ●みんなで参加! フィットネス・フラ体験会
- 16:10~ ●上棟式、餅蒔き
- 17:00~ ●フラダンス(ポポハウ・田上バラバライ)
- 17:40~ ●田上伝言板!(アピールタイム)
- 18:00~ ●護摩堂太鼓
- 18:45~ ●子供太鼓との共演 大盆踊り大会
- 19:40~ ●田上町出身「真季」ミニライブ
- 20:20~ ●花火打ち上げ
- 20:30~ ●大抽選会
- 終了

親子で団九郎みこしを担ごう! 参加賞もあります。7月17日までに事務局へお申し込みください。

地元出身シンガーソングライター。2年連続参加です。

【ホワイトピースプロジェクト】新潟日報社と行政、企業、団体が力を合わせ、県民の平和への祈りをつなぐプロジェクトです。平和への願いを込めて白い花火「白菊」を打ち上げます。

田上町伝言板! 出場者募集

個人事業所問わず、まつり開場でアピールしてみませんか?
あなたの事業所PRなど何でもOK!
性別、年齢問いません。
要事前申し込み、先着10組限定。

申込・問い合わせ：田上夏まつり実行委員会 事務局(商工会内) ☎57-2291



臨時福祉給付金及び子育て世帯 臨時特例給付金に関するお知らせ

平成26年4月の消費税率引き上げに伴う影響緩和対策として、昨年度に引き続き住民税非課税世帯及び児童手当受給世帯への給付金の支給を今年度も行います。

昨年度との変更点としまして、臨時福祉給付金については年金受給者への加算がなくなったこと、また臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給額が変更されています。

給付金の申請については、対象となる方へ7月24日(金)発送で個別に郵送でご案内いたします。

臨時福祉給付金

【支給対象者】

平成27年1月1日現在、田上町の住民基本台帳に登録されている方で、住民税が課税されていない方ただし、以下の方は対象となりません。

- ・ご自身を扶養している人が課税されている場合
- ・生活保護制度の被保護者等となっている場合

【支給額】

1人につき 6,000円

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】

平成27年5月31日現在、田上町の住民基本台帳に登録されている方で、平成27年6月分の児童手当を受給されている方

ただし、以下の方は対象となりません。

- ・特例給付（児童手当の所得制限限度額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給している方

【対象児童】

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※平成27年6月1日以後に生まれたお子さんや平成12年4月1日以前に生まれたお子さんは対象外です

【支給額】

対象児童1人につき 3,000円

参考

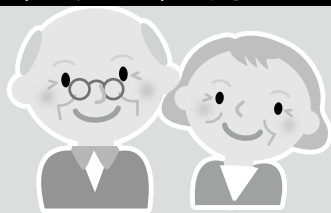
厚生労働省ホームページ <http://www.2kyufu.jp/index.html>

ご注意ください!

町職員、厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの自動支払機）の操作をお願いしたり、給付のために手数料などの振込を求めることはありません。給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」には十分ご注意ください。

問い合わせ：役場保健福祉課保健係 ☎57-6112

平成27年8月から



介護保険サービスの 自己負担が変更されます

〔一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合が2割になります〕

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が、75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

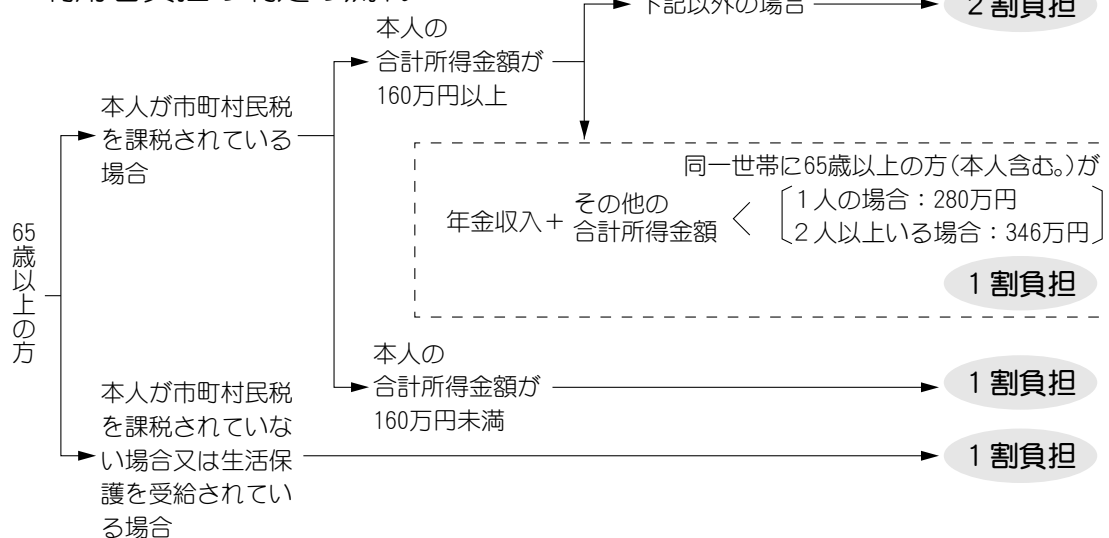
A 65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）。

ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや、65歳以上の方が2人以上居る世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

＜利用者負担の判定の流れ＞



Q いつから2割になるのですか？

A 平成27年8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年7月に、利用者負担が1割の方も2割の方も、町から負担割合が記された証（負担割合証）を交付します。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

【月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります】

Q 高額介護サービス費とはどういう制度ですか？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担は、月々の負担の上限が設定されています。1ヶ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

区 分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)〈新設〉
世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等 	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

Q どんな改正が行われるのですか？

A 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

Q 負担の上限の引き上げの対象者はどのような人ですか？

A 同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合に対象となります。

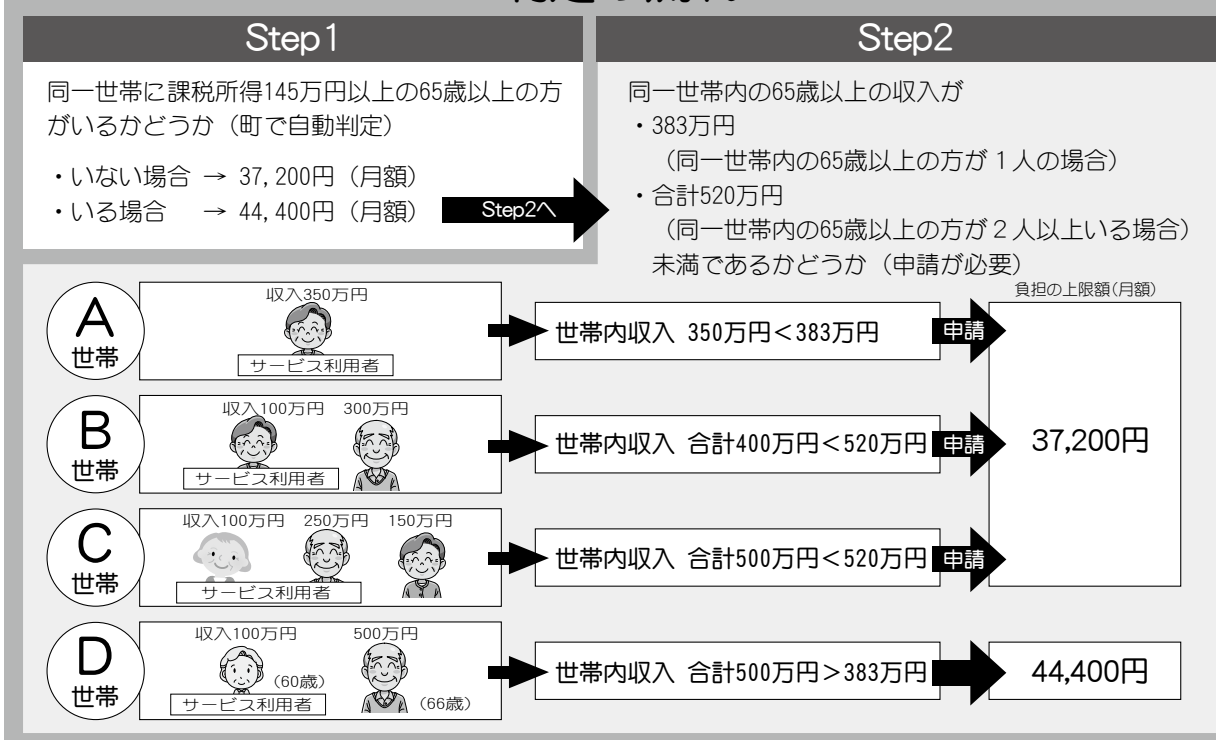
ただし、

- ・ 同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合 : その方の収入が383万円未満
- ・ 同一世帯内に65歳以上の方が2人以上居る場合 : それらの方の収入の合計額が520万円未満である場合には、その旨を町にあらかじめ申請することで37,200円になります。

Q いつから引き上げが行われるのですか？

A 平成27年8月1日以降にご利用されたサービスのご負担分からです。

《判定の流れ》



【食費・部屋代の負担軽減の認定基準が変わります】

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準が見直されました。

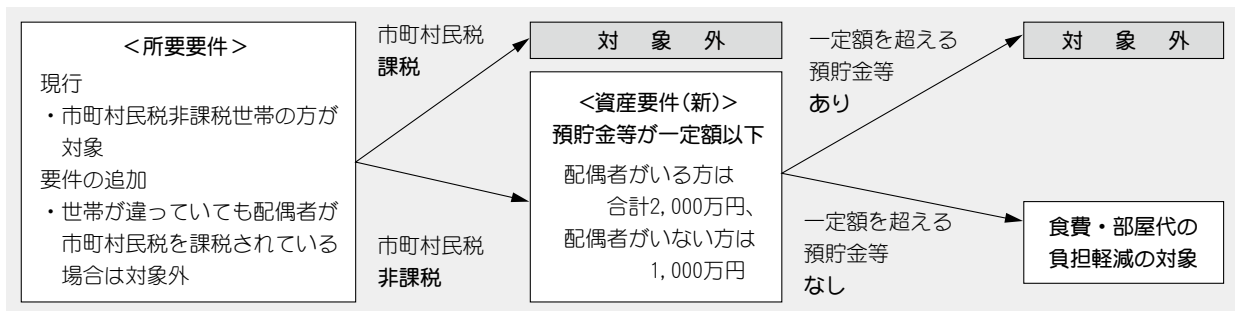
申請は、随時受け付けておりますので、負担の軽減を受けたい方は、保健福祉課へ申請してください。有効期間は、申請した月の初日から翌年の7月31日までです。

Q どんな改正が行われるのですか？

A これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の市町村民税が非課税であるかで判断していましたが、平成27年8月からは、以下の取扱いを追加します。

- ① 配偶者が市町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする(世帯が同じかどうかは問わない)
- ② 預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする
 配偶者がいる方 : 合計2,000万円
 配偶者がいない方 : 1,000万円

<食費・部屋代の負担軽減対象者の判定の流れ>



Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。

A 以下の表のとおりです。

※申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用証書などで確認)また、価格評価は、申請日の直近2ヵ月以内の写し等により行います。

※預貯金等に含まれないもの
 ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
 ・絵画、骨董品、家財など

※預貯金等及び配偶者の所得については、町への申告が必要になります。

※町は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正に負担軽減を受けた場合は、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金(負担軽減額と合わせ最大3倍の額)の納付を求められることがあります。

Q なぜ配偶者の所得を勘案するのですか？

A 配偶者間では、民法上も他のご親族以上に家計を支え合うことが求められていることから、配偶者の方が市町村民税を課税されている場合には、食費・部屋代をご負担いただくこととしています。

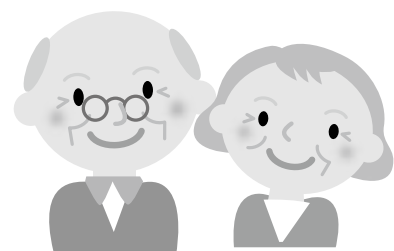
Q 判定方法の見直しにより、食費・部屋代を負担すると生活が非常に苦しくなるのですが・・・

A 次の要件のすべてに該当する第4段階の方は、町に申請することで、第3段階(以下の表を参照)の負担軽減を受けることができます。

- ・ 2人以上の世帯の方
- ・ 世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・部屋代）の見込額を除いた額が80万円以下
- ・ 世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下など

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対 象 者	負担限度額(月額)			
		部 屋 代	食 費		
第1段階	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円	
		従来型個室	(特養等)		320円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第2段階	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円	
		従来型個室	(特養等)		420円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第3段階	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階の以外の方	多床室	370円	650円	
		従来型個室	(特養等)		820円
			(老健・療養等)		1,310円
		ユニット型準個室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		
第4段階	・ 上記以外の方	負担限度額なし			



問い合わせ：役場保健福祉課福祉係 ☎57-6112

地域包括だより ③

～第1回 田上町在宅医療介護連携推進協議会～ その1

病気になっても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるように、田上町における医療・看護・介護が連携した在宅医療・ケアの提供に向けて、5月26日(火)、加茂市医師会長、町内医師、県立加茂病院長、加茂市歯科医師会長、県央薬剤師会長、町内福祉関係者、行政などの関係者が集まり「田上町在宅医療介護連携推進協議会」を開催しました。協議会では、在宅医療と介護の連携についての今後の取り組み等を協議しました。今回は協議会での医療関係者のご意見を中心にご紹介させていただきます。(福祉関係者については、来月号に掲載します。)

○田上町長

団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えて、限られた医療・介護資源を有効に活用し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け関係機関からのご協力をお願いしたい。

重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、まずは医療と介護サービス関係者の顔の見える関係づくり、住民への啓発を着実に進めていきたい。



今後も協議会では、町の医療と介護の連携の課題解決に向け検討し、住みよいまちづくりを進めます。

○加茂医師会長／星野先生

2025年を見据え在宅医療、介護を推進していくには町内医師3名で24時間365日の医療提供は難しいが、医療、介護関係機関との連携により、今ある医療、介護資源の有効活用が必要である。

○須田医院／須田先生

田上町の福祉は以前より充実してきている。高齢者が増え、安らかな最後を認め合うような住民啓発が必要である。

○田上診療所／七里先生

加茂病院の重要性が増している。看取りの現場での急変時への対応が難しい。訪問診療を行う医師の横の関係性が求められている。

○加茂病院／秋山院長

入退院における患者さんの認知症有無の問題がとても大きい。今後は自治体でも認知症予防、知識の普及が必要である。

○加茂市歯科医師会長／川名先生

歯科医師でも訪問診療が増えてきた。今後は摂食を改善することでADL(日常生活動作)の改善をしていきたい。

○県央薬剤師会長／金子会長

薬剤師の関与の必要性が言われているがまだ途上。より大勢の薬剤師が積極的に関わる必要がある。

問い合わせ：町地域包括支援センター ☎57-6220

国民健康保険に加入しているみなさんへ

8月1日から保険証が 変わります

- 7月中旬以降、簡易書留郵便（配達員による直接手渡し）でお送りします。受領印が必要です。
- 8月1日（土）からは、新しい保険証を使用してください。また、今お使いの保険証は処分してください。

国民健康保険対象となる方

- ・自営業の方、農業に携わる方
 - ・職場の健康保険に加入していない方など
- 国民健康保険に加入しているみなさんは…

新しい保険証は
ベージュ色です。

- ※お手元に届いたら、記載内容に誤りがないか確認をお願いします。
- ※配達の都合上、地区によっては届くまでに日数がかかることがありますので、ご了承ください。
- ※不在だった場合は、不在連絡票を置いていきますので、都合の良い日に再配達を希望するか、直接郵便局で受け取ってください。
- ※郵便局での保管機関（約1週間）を過ぎると、保険証は役場に戻ります。再度配達はしませんので、お手数でも身分を証明できるもの（運転免許証、保険証など）と印鑑を持参し、役場町民課保険係でお受け取りください。
- ※8月以降に75歳、70歳および退職被保険者で65歳以上になる方は、保険証の有効期間が1年より短い場合がありますが、期限が切れる前に改めて郵送します。

平成27年度国民健康保険納税通知書(兼特別徴収開始決定通知書)を送付します

7月分から翌年3月分(4期～12期)を9回で、納付書または口座振替での納付となります。特別徴収の方については、10月・12月・翌年2月の年金から天引きされます。

【平成27年度国民健康保険税率表】

	医療分	支援分	介護分
所得割	6.56%	1.90%	2.56%
資産割	29.80%	—	—
均等割	25,000円	8,700円	13,500円
平等割	24,000円	—	—
課税限度額	52万円	17万円	16万円

※課税限度額が引き上げられています。

保険税は、国民健康保険に加入している方の前年の所得をもとに世帯単位で計算され、所得割・資産割・均等割・平等割の合計金額が、1年間の保険税となります。

保険税のうち、医療給付費分と後期高齢者支援金分は、すべての世帯にかかります。また、40歳から64歳までの方(介護保険2号被保険者)は、介護分を合わせた額が国民健康保険税となります。

国民健康保険税が世帯主の年金から差し引かれます(特別徴収)

次のすべての条件に該当する世帯が特別徴収の対象となります。

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳から74歳の世帯
 - ②世帯主が国保に加入しており、年18万円以上の年金をもらっている世帯
 - ③世帯主の年金から差し引かれる介護保険料と国保税の合計が年金支給額の2分の1を超えていない世帯
- ※申出いただくことにより、年金による納付から口座振替に変更することもできます。

国民健康保険税が年金から差し引かれなくなる場合

次の条件に該当する方は、国民健康保険税が年金から差し引かれなくなり(特別徴収)、納付書または口座振替による納付(普通徴収)に切り替わります。

- ①年金の支給停止などにより、国民健康保険税の特別徴収ができなかった場合
- ②加入状況や所得状況の変更などにより、国民健康保険税が変更となった場合
- ③世帯主が国民健康保険から脱退した場合
- ④世帯主が年度途中で75歳になる場合
- ⑤国民健康保険税の納付方法を普通徴収(口座振替)に変更した場合

※普通徴収に切り替わった場合は、後日お送りする納付書または口座振替にて納めていただきます。

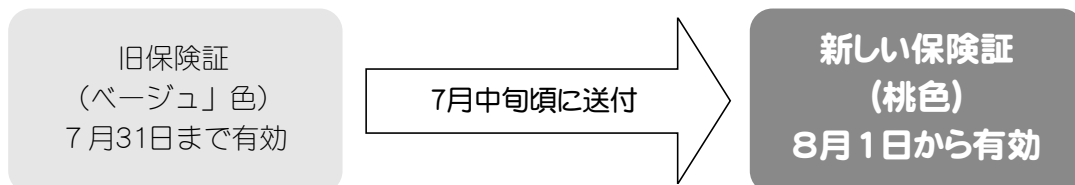
問い合わせ：役場町民課保険係 ☎57-6115

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証の一齐更新および保険料のお知らせについて

1 保険証の更新について

◎ 8月1日から保険証が変わります（新しい保険証は桃色です）



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証をお使いいただくこととなります。（申請手続きは不要です。）

新しい保険証は、7月中旬頃に送付いたします。8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあった場合は、町民課保険係までご連絡ください。

◎ 医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定しています。今月お送りする新しい保険証に記載されている自己負担割合（1割または3割）は、8月1日から1年間適用となる医療費の自己負担割合です。

1割負担となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない方

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、同一世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がおり、被保険者全員の旧ただし書き所得※の合計額が210万円以下の場合、1割負担です。

※旧ただし書き所得＝総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額

3割負担（現役並み所得者）となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方

住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる場合でも、下記に該当する方は申請により1割負担となります。

【同一世帯に加入者が1人の場合】その方の収入の合計金額が383万円未満（または、その方の収入と同一世帯の70～74歳の方全員の収入の合計が520万円未満）

【同一世帯に加入者が複数いる場合】加入者全員の収入の合計金額が520万円未満

2 平成27年度の保険料について

◎ 7月中旬頃に、年間保険料額の通知書をお送りいたします。

保険料額の計算方法

○ 『均等割額』 + 『所得割額』 が年間保険料額となります。（賦課限度額は57万円）

【均等割額】 1人あたり年間35,300円となります。

【所得割額】 平成26年中の総所得金額等をもとに算定します。

所得割額 = [平成26年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円] × 7.15%

◆保険料の軽減制度(申請手続きは不要です)

○所得の低い方への軽減…平成26年中の所得状況に応じて保険料が軽減されます。

均等割額…世帯の所得状況に応じて、9割、8.5割、5割、2割軽減が受けられます。

所得割額…個人の所得状況に応じて、5割軽減が受けられます。

○制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入された時から保険料が軽減されます。(市町村国保、国保組合などの被扶養者の方は対象外となります)

平成27年度の年間保険料額は、3,500円となります。

③ 保険料の納付方法について

平成27年度の保険料の納付方法・納付期限

○4月の年金からすでに納めていただいている方【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
年金	年金	年金	年金	年金	年金

4・6・8月の納付額…平成27年度の年間保険料額が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。

10・12・2月の納付額…確定した年間保険料額から、4・6・8月の納付額を差し引いた残額を10・12・2月の年金から納めていただきます。

○7月から納付書または口座振替で納めていただく方【普通徴収】

4～6月	7月	8月	9月	10～2月	3月
納付なし	納付書 または □口座振替	納付書 または □口座振替	納付書 または □口座振替	納付書 または □口座振替	納付書 または □口座振替

確定した年間保険料額を、平成27年7月～平成28年3月に分けて納めていただきます。

月々納めていただく保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

保険料の納め方は、手続きにより口座振替に変更することができます

口座振替を希望される場合は、町民課および金融機関窓口で手続きをしてください。手続きをしていただくと年金からの納付が中止され、口座振替により納めていただくことになります。

【手続きに必要なもの】 振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、保険証

※ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。



問い合わせ：役場町民課保険係 ☎57-6115

都市計画(用途地域)の見直し

田上町の全地域は、都市計画法に基づいて、都市計画マスタープランを作成し、12種類の用途地域に規制されています。12種類の用途地域には、それぞれ建物用途制限があります。

町民のみなさんで、住んでいる地域が、どの種類の用途地域になっているかを知っている方もいると思いますが、これまで「第一種低層住居地域」の変更見直しの要望を多くいただきました。

場所は、主に原ヶ崎・下吉田地域で、自動車学校の用地を含めた地域です。この地域は、原則的には、工場等は建設できないことになっています。また、住宅建築の際にも厳しい建ぺい率の規制があり、増築等ができなく、大変困っている方が、いらつしやいます。町では、要望を受け、用途変更について数年前から検討してきました。町の都市計画審議会を開催し、県へ認可申請することになっていて、今年の8月以降に県から変更の認可が下りる予定です。全町で9地域の変更を申請しています。決定しましたら全町民のみなさんに周知したいと考えています。第一種低層地域から第一種住居地域に見直すことにしています。

町長室の窓から

やさしさと豊かさで キラリと輝くまち田上(その160)

これからのまちづくり(3)

田上町長 佐藤 邦義

役場周辺は「近隣商業地域」に

文化的施設用地に(仮)地域交流会館として「道の駅」を建設する計画を推進しています。これまでは、役場とその周辺は無指定地域でしたが、「道の駅」の中に直売所あるいはコンビニ等の建設を予定していますので、この地域は、店舗あるいは小規模の工場も建てられる「近隣商業地域」に指定します。

町としては、国道403号線沿いの既存の商店のみならず是非この計画に参画して欲しいと考えています。役場、保健福祉センターをはじめ、町の公共施設が集積しているこの地域を「まちづくり」の発信基地としていきたいと考えています。これまでの住居専用地区

域は住みよいまちづくりのために今後も環境整備していききたいと考えています。

この度の道の駅構想で役場周辺を「賑わいの場」と位置づけています。道路利用者だけでなく多くの町民の皆さんが利用する(仮)地域交流会館として、日常的な買い物もできる場所、また土曜日、日曜日はイベント広場として多くの町民が集う場になりたいと考えています。

403号バイパスと

JR線の間の地域は

これからの将来のまちづくりは、403号バイパスとJR線の間の地域をどうするかが大きな課題です。この地域には、本田上工業団

地、川船河工業団地そして、羽生田、原ヶ崎、本田上、川船河、上吉田、坂田地区は一部住宅地となっています。

しかし、地域の大半は農業専用地区となっています。北は湯川地区から南は坂田・上吉田までかなり広範囲にわたっています。

この地域の活用が今後のまちづくりで大きな課題となってくると思われまます。6月議会で一般質問でも取り上げられました。田上駅の西側から湯川地区の計画はどうなっているのかという質問でした。現状では、具体的な計画は検討していない旨の答弁をいたしました。あまり規制のない「準工業地域」と指定することで、町の活性化に大いに貢献できると思っています。いずれ将来的な構想で検討していくことになると思います。まずは、羽生田駅を中心としたまちづくりを進め、田上駅西側も住宅用地として開発するのではないかと考えています。

環状交差点(ラウンドアバウト)

―急がば回れ―

新潟県で初めてとなる「環状交差点(ラウンドアバウト)」が田上町に設置されることになりました。県知事からの要請で承諾しました。地権者からの了承をいただき、秋の収穫が終わり次第、設置工事に着手すると聞いています。設置場所は本田上横場線(コメリから

庄瀬橋)と通称中店農道(後藤南1号線)の交差点です。

この交差点は、「急がば回れ」をキャッチフレーズに、信号がない交差点です。ゆっくり右周り通行となります。ラウンドアバウトは既に外国では実施されています。日本でもここ数年、各県で設置されるようになりました。まずは、この交差点に慣れる必要があります。交差点に進入すると右回りに、そして、出るときは左側の方向指示器で合図します。進入する際には、いずれも横断歩道がありますので、歩行者には十分注意が必要です。また、車両の優先関係は環状交差点においては、交差点を通行している車両が優先されますので、交差点内の通行する車両の進行を妨げてはいけません。

この環状交差点の工事は来年の3月には、完了することになっています。完成したら、ぜひ、体験してみたいでしょうか。ラウンドアバウトは、信号機のない交差点で交通事故を減少させる目的が第一であると言われていています。「ラウンドアバウトのある町」として宣伝効果に大いに期待したいと思っています。

403号バイパスの新潟市への開通があと数年です。国道403号線は比較的事故が多い状況ではありますが、いずれ交通の流れが変わり、403号線の交通事故も減少して行くことを期待しています。

暮らしのカレンダー

7/16～8/15

月	日	曜日	内 容	時 間	場 所	
7 月	16	木	補聴器相談(リオン) 元気はつらつ教室	10:00～10:30 13:30～15:30	役場 保健福祉センター	
	17	金	3歳児健診(平成24年5～6月生まれ) 2歳6ヶ月児歯科健診(平成24年11～12月生まれ)	受付12:45～13:15 受付12:50～13:20	保健福祉センター 保健福祉センター	
	18	土				
	19	日	【休日診療当番医】徳友医院(加茂市高須町) ☎53-0167 〈時間〉9:00～17:00			
	20	月	海の日 【休日診療当番医】須田医院(羽生田) ☎41-5025 〈時間〉9:00～17:00			
	21	火				
	22	水	骨粗しょう症健診結果説明会	9:30～11:30	保健福祉センター	
	23	木	補聴器相談(リオン)	10:00～10:30	役場	
	24	金	子宮がん・乳がん検診	13:00～14:00	保健福祉センター	
	25	土				
	26	日	【休日診療当番医】星野内科医院(川船河) ☎41-4141 〈時間〉9:00～17:00			
8 月	27	月	心と体の相談会	9:00～11:30	保健福祉センター	
	28	火	けんこつ教室	9:00～13:00	保健福祉センター	
	29	水	子宮がん・乳がん検診	13:00～14:00	保健福祉センター	
	30	木	補聴器相談(リオン) 元気はつらつ教室	10:00～10:30 13:30～15:30	役場 保健福祉センター	
	31	金	乳児健診(平成27年3月生まれ)	受付12:50～13:20	保健福祉センター	
	1	土				
	2	日	【休日診療当番医】小池内科消化器科クリニック(加茂市仲町) ☎53-3355 〈時間〉9:00～17:00			
	3	月	心と体の相談会 育児相談会	9:00～11:30 9:00～11:30	保健福祉センター 子育て支援センター	
	4	火	けんこつ教室	9:00～13:00	保健福祉センター	
	5	水	機能訓練	10:00～15:00	保健福祉センター	
	6	木	補聴器相談(リオン) 育児学級(平成27年1～2月生まれ)	10:00～10:30 受付13:00～13:30	役場 保健福祉センター	
	7	金	10ヶ月児学級(平成26年9月～10月生まれ) 元気はつらつ教室	受付9:30～10:00 13:30～15:30	保健福祉センター 保健福祉センター	
	8	土	両親学級(平成27年11～12月出産予定者)	受付9:00～9:30	保健福祉センター	
	9	日	【休日診療当番医】吉田内科医院(加茂市柳町) ☎57-7511 〈時間〉9:00～17:00			
	10	月				
11	火	湯っ多里館休館日				
12	水					
13	木	補聴器相談(リオン)	10:00～10:30	役場		
14	金					
15	土					

※【夜間・休日急患診療】県医師会応急診療所(三条市興野) ☎32-0909
※「心と体の相談会」は3日前までにご連絡ください。(役場保健福祉課 ☎57-6112)

「行政への要望」と「暮らし」の電話相談

行政機関への手続き、サービスについての要望はもちろん、相続などの暮らしの困りごとについてもお気軽に相談ください。

◇日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

◆相談・問い合わせ：総務省行政相談委員
善養寺貴洋 ☎57-3988

行政書士による行政手続・相続等に関する無料電話相談

◇日時 7月18日(土)、25日(土)
午後2時30分～4時30分

◆申込・問い合わせ：大塚行政書士事務所
行政書士 大塚義行 ☎57-4090

税理士会無料税務相談

税理士会三条支部では、『税理士はあなたと暮らしの相談相手』として、毎月2回(原則毎月第1、第3水曜日)無料の税務相談を行っています。お気軽にご利用ください。

◇日時 7月15日(水)、8月5日(水)、19日(水)
午前10時～正午

◇会場 関東信越税理士会三条支部事務所

◆申込・問い合わせ：
関東信越税理士会三条支部事務所 ☎33-0380

第223回 16ミリ映写会

◇日時 7月25日(土) 午後2時～4時
◇会場 田上町公民館 ※入場無料
◇内容 おば捨て山の月
炎の証・これが空襲だった
ほか全5作品

第224回 16ミリ映写会

◇日時 8月5日(水) 午後2時～4時
◇会場 コミュニティセンター ※入場無料
◇内容 のっぺらぼう
おじいさんと不思議なおくりもの
ほか全6作品

◆問い合わせ：相田良夫 ☎57-5086

新潟経営大学図書館 改修工事のため休館します

当館は学外の一般利用者(県内在住18歳以上の方)に開放していますが、工事期間中は休館となりますので、利用できません。

◇期間 8月7日(金)～10月23日(金)

※開館日時、一般の方の利用については新潟経営大学図書館ホームページ(<http://www.niigataum.ac.jp/library/>)でご確認ください。

◆問い合わせ：新潟経営大学 ☎53-3000

アルビレックス新潟 試合観戦ご招待のお知らせ 2015明治安田生命J1リーグ 1stステージ 第8節

アルビレックス新潟 VS サンフレッチェ広島

■日時 8月22日(土) 19:00キックオフ

■会場 デンカビッグスワンスタジアム(チケットはS・Eスタンド自由席のみ)

■応募条件 田上町在住者

■募集人数 500名

■応募方法 往復ハガキの往信裏面に ①8月22日広島②住所③氏名・年齢④電話番号⑤メールアドレス(お持ちの方)⑥チケットの希望枚数(2枚まで)⑦後援会資料請求(する・しない)を記載し、返信用表面に返信先(ご自分)の住所・氏名をご記入の上、宛先に送付してください。
※今年より、ご招待券のお申込は「自由席2枚まで」とさせていただきます。3枚以上ご希望の場合、優待価格(大人1,600円・小中高500円)にてチケット引換所で販売いたします。
なお、1枚につき500円で指定席に変更することが可能です。

※往復ハガキは各自ご用意ください。応募は、1世帯につき1通限り有効です。応募多数の場合は抽選となります。

■応募期限 8月7日(金)必着(応募期限到着分以降のお申込は、無効となります)

■受け渡し ご招待の可否を返信用ハガキにてお知らせします(8月14日(金)頃の予定)。また、お電話での可否に関するお問い合わせはお答えいたしかねます。ご観戦いただく方は、返信ハガキをご持参の上、デンカビッグスワンスタジアムのEゲート前広場に設置の「チケット引換所」にてチケットとお引き換え後にご入場、ご観戦となります。

■あて先 〒950-0954 新潟市中央区美咲町2-1-10

アルビレックス新潟後援会「試合観戦ご招待」係

■問い合わせ アルビレックス新潟後援会 村山 ☎025-282-0011

■クラブの最新情報は『アルビレックス新潟携帯サイト』をご覧ください。

クラブの最新情報は『アルビレックス新潟携帯サイト』をご覧ください。
クラブの最新情報はこちら→



第35回記念 町民ゴルフ大会

- ◇期 日 8月2日(日)
- ◇会 場 湯田上カントリークラブ
- ◇競技方法 ペリア方式
- ◇募集人員 150名(定員になり次第締切)
- ◇参加費 5,000円(プレー代等は別)
- ◆申込・問い合わせ：
湯田上カントリークラブ ☎57-3040

絵本の読み聞かせ会

- ◇日 時 8月8日(土) 午前11時～11時30分
- ◇会 場 原ヶ崎交流センター・図書室
- ◇内 容 絵本の読み聞かせ ※入場無料
- ◇対 象 幼児～小学生
- ◆問い合わせ：たがみサニープレイス
古川 ☎53-3473

司法書士の日 記念相談会を実施

- 8月3日は「司法書士の日」です。
新潟県司法書士会では、県内の各司法書士事務所において、無料相談会を実施します。
- ◇日 時 8月3日(月)
各司法書士事務所の営業時間内
 - ◇会 場 県内の各司法書士事務所
 - ◆問い合わせ：
新潟県司法書士会 ☎025-244-5121

ひらめき☆ときめきサイエンス ～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI

新潟薬科大学では、科学実験講座を開催します。みなさんの参加をお待ちしています。夏休みの思い出に科学の面白さに触れてみよう！

【身近にある食べ物からあくすりになるものをみつけよう】

- ◇日時 7月31日(金)、8月1日(土)
午前10時30分～午後3時40分
- ◇対象 小学校5、6年生、中学生
- ◇定員 各日24名

【血液の中から病気を見つけよう】

- ◇日時 8月7日(金)、8月8日(土)
午前10時30分～午後3時30分
- ◇対象 小学校5、6年生、中学生
- ◇定員 各日20名
ほか、全3講座を予定。詳細はホームページ (<http://www.nupals.ac.jp/edu/>) をご覧ください。
- ◇会場 新潟薬科大学 ※参加費無料
- ◇持参する物 筆記用具
※昼食は大学が用意します。
- ◇申込方法 大学ホームページからの申し込みとなります。開催日によって締切が異なりますので、ご確認ください。
- ◆問い合わせ：新潟薬科大学 ☎0250-25-5000

俳句 (敬称略、順不同)

- 思い出の三峡下り鑑真忌
ありがたき若葉深まりこもればに
伐採や地面うきでる雑草なり
さわやかな風が呼んでる初夏の朝
簾戸立てて老舗呉服屋の通し土間
空梅雨や村を貫くオートバイ
厄除けの寺のぐるりの蟻地獄
水無月や火の神のお札頂戴す
- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本田上 | 湯川 | 清水沢 | 上野 | 本田上 | 川ノ下 | 山田 |
| 鶴巻新一路 | 阿部 聆子 | 近藤 健一 | 吉田 賢三 | 小柳白星子 | 高橋 玉舟 | 渡辺 千酔 |

短歌 (敬称略、順不同)

- しなやかに風にたなびくこのグラス自然の中によいしれていた
雨不足負けずに育ち夏野菜雨足のちに花実も目立つ
- | | |
|-------|-------|
| 湯川 | 本田上 |
| 阿部 聆子 | 小柳 恒子 |

川柳 (敬称略、順不同)

- 玉子焼孫の言うには砂場から
年だなあ転んで起きて又転び
そろそろと歩いていてもけつまづき
青田風吹けばどじょう砂もぐり
ナデシコを賞めて口惜しい本田君
- | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 湯川 | 山田 | 羽生田 | 清水沢 | 清水沢 | 坂内 | 昇甫 |
| 阿部 聆子 | 加藤 山里 | 岡田 尚久 | 近藤 健一 | 近藤 健一 | 坂内 昇甫 | 坂内 昇甫 |

戸籍の窓

5/26~6/25届出分、
敬称略

こせきのまど

ご結婚おめでとう

山田 佐藤 政彦・裕実 (長崎)
中店嶋 金子 貴弘・優子 (立川)

赤ちゃん誕生

中店 望月 ^{あまね}周 (誠・治子)
羽生田 藤田 ^{あつひろ}淳宏 (大介・優美)
中店 佐藤 ^{ひとみ}仁美 (康弘・晃子)
羽生田 坪谷 ^{あおき}蒼 (貴裕・真弥)
羽生田 本田 ^{こうき}紘己 (勇輝・育子)

おくやみ

羽生田 鶴巻 榮子 (91)
下吉田 東海林ミス (88)
上横場 山本 美枝 (93)
青海 蝶名林一二子 (84)
湯川 西村 義正 (66)
川船河 高井 清一 (65)
川ノ下 川口 盛夫 (86)
山田 本間 謙一 (88)
原ヶ崎 上林 セイ (86)
川船河 吉田 政二 (85)

※掲載希望の有無を役場町民課(総合受付)へお申し出ください。

みんなで作る ライブ・パフォーマンス 『もけら もけら』

絵本に書かれた絵や言葉をモチーフにからだを使って「もけら もけら」の世界を舞台に描いてみましょう。想像から表現が生まれる瞬間を、その場で、その目でご覧になりませんか。

◇日程 9月6日(日)

◇会場 秋葉区文化会館

午後1時~ 練習室1 ワークショップ
(参加者のみ)

午後2時~ ホール(開場午後1時30分)

公開ワークショップとパフォーマンス

お話と演出とパフォーマンス:カサノボー晃
演奏:秋山桃花、森拓也

【ワークショップ応募方法】※電話または窓口まで

◇募集人員 60名

◇応募締切 8月20日(木) 18時まで

◇参加費 小学生以上1名700円

ペア券1,000円

ワークショップ
参加者募集

【鑑賞の方】

要入場整理券 ※取扱窓口秋葉区文化会館など

◆問い合わせ:秋葉区文化会館 ☎0250-25-3301

携帯電話へのメール配信サービス

毎月1日・16日は行政情報、緊急性の高い情報(緊急情報、不審者情報)は随時配信。また、季節に応じて除雪情報なども情報提供します。下記メールアドレスに空メールを送り、登録画面から欲しい情報を選択してください。

※氏名、年代、性別、居住地は必須ではありませんが、差し支えなければご回答ください。(今後の配信サービスの内容向上に役立てます。)

「p-tagami@b.bme.jp」

※登録無料。ただし、別途通信料がかかります。

「b.bme.jp」・「tagami.ed.jp」をドメイン指定してください。

問い合わせ:役場総務課 ☎57-6222



QRコードからでもメールアドレスを取得できます。

田上の学校

教育勅語と御真影④

さて、教育勅語について記入してきたが、読者は如何なる印象をお持ちでしょうか。戦後は悪の根源だと言われている。そのことは、別の機会に論ずることにして、90代、80代の後半の方には、小学校時代には忘れられない事があったのではないのでしょうか。今でも、読めない、あの難解の文を小学校の5、6年の児童が本を見ないでも、スラスラと言えないと放課後、残されて特訓されたこと。

お式の時は、運動場が会場になるが、前日高等科の生徒が紅白の幕を窓に掛ける。何日も式の練習をする。当日は、ステージの上の御真影と教育勅語を扉を開いて見せてくれる。扉を校長先生が開ける時、なぜか、ギイギイと音がする。後で他所の学校を卒業した仲間聞いたら、その学校も、扉を校長先生が開けると、ギイギイと音がしたと言っていた。白い手袋で、教育勅語をうやうやしく読まれるのを、30度、体を傾け3分間、寒さを耐えじつと我慢しておった事など。低学年の児童が我慢が出来ず、声を出し担任の先生に睨まれたこと。それより、早くお式が終わり、校章の形の紅白の祝菓子がもらえるのが楽しみであった。田上小学校では校章の形の粉菓子を全児童がもらった。当時は甘い物など、滅多に口に出来ないもので、幾つかに分けて家族で食べたことなどが思い出されるのではないのでしょうか。お式の前日に、鶉の森やさん”が大八車にお菓子を積んで学校に着くと子ども達が集まって眺めていた。今は田上小学校では卒業式の後で同じものが配られている。

投稿:吉沢和平(上野)



お相撲さんがやってきた!

大相撲力士の出羽泉関(出羽海部屋・五泉市出身)が、ふれあいの家を慰問されました。
初めて見る力士に利用者さんは、興奮気味で、笑顔を見せていました。利用者さんにとって、記念の日となったようでした。出羽泉関、大変ありがとうございました。



■投稿記事あて先/〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地
田上町役場総務課 ☎57-6222
メールアドレス t2222@town.tagami.niigata.jp

子育て応援

お手軽野菜レシピ 4



パプリカは、緑から少しづつ赤や黄色になります!
みんな知ってた?
うめこより

本田上地区食推のおすすめレシピ

夏野菜がたくさん食べられる夏バテ予防のおかずです。材料のトマトは、加熱すると、うま味が増し、味噌だれの風味とマッチして、料理の味を引き立たせてくれます。旬の野菜のうまみを、子ども達にも味わってほしいと思います。

夏野菜と豚肉の味噌炒め



★夏野菜と豚肉の味噌炒め

- 材料 (6人分)**
- 豚もも肉(薄切り)…160g なす…4本(400g)
 - トマト…中2個(300g) パプリカ(赤・黄)…各1/2個
 - 玉ねぎ…大1/2個 ニンニク…小1かけ
 - 味噌ダレ(調味料を合わせておく)
 - 【味噌…大さじ2 酒…大さじ2 砂糖…大さじ2】
 - 【醤油…小さじ2 油…大さじ2】

- 作り方**
- ①なすはヘタを切り、乱切りにし、塩水で洗って水気をきる。
 - ②トマトはヘタをくり抜き、八つくし型に切る。
 - ③パプリカは二つに切り、種を取って乱切りにする。
 - ④玉ねぎはスライス。ニンニクはスライスしてつぶす。
 - ⑤熱した鍋に、油を入れてニンニクを香りが出るまで炒め、肉を入れて炒める。
 - ⑥次に、ナス、玉ねぎを加えて炒める。野菜がしんなりしてきたらパプリカを加え炒める。
 - ⑦最後にトマトを加える。よく混ぜ、味噌ダレを入れて強火でからめる。
※生姜や七味、豆板醤などを入れると、ピリ辛でおいしくなります。

★食生活改善推進員紹介コーナー

本田上地区の食推は10名で、うち2名は男性です。地区の行事で、町で研修した野菜や減塩の大切さなどを試食やお話を通して、みなさんに伝えるボランティア活動をしています。

献立のヒント

- 【副菜】夏野菜と豚肉の味噌炒め
- 【主菜】冷やつこ
- 【主食】ごはん
- 【お汁】もずくのスープ

みんなで取り組もう! 田上の食育
役場保健福祉課 ☎57-6112

町の人口 (6月30日現在)

↑ 世帯数	4,146	世帯
(前月比)	- 2	
↓ 人口	12,395	人
(前月比)	- 8	



今月の納税

- ◆固定資産税 2期
- ◆国民健康保険税 4期

※納税は便利な口座振替がおすすめです!

【担当のコーナー】今年初めて実施された、湯のまち巡り軒先アートギャラリー。7月4～5日のメインイベントでは、コミュニティセンターで七夕飾りを作るワークショップや音楽ライブが行われ、大変賑やかでした。湯田上温泉旅館、旧温泉街では、20日まで展示が行われていますので、未見の方はぜひお越しください。

